

本市における放射線量の「暫定的な対応の目安」の変更について

本市は、保育園・学校・公園等における放射線量の詳細な測定を実施するにあたり、測定結果を判断する指標として、平成23年10月11日に、市独自の「暫定的な対応の目安」を設定して対応しています。

この度、放射性物質汚染対処特措法に基づく環境省令（「汚染廃棄物対策地域の指定の要件等を定める省令」等）の中で、年間1mSvに相当する1時間当たりの放射線量が示されたため、年間1mSvを守るために設定した地上50cmの目安の数値を、 $0.25\mu\text{Sv/h}$ から $0.23\mu\text{Sv/h}$ へ変更します。

1. 年間1mSvを守る数値の説明

国際放射線防護委員会(自然・医療を除く) 年間1mSv⇒ $0.19\mu\text{Sv/h}$	自然放射線⇒ $0.04\mu\text{Sv/h}$	合計 $0.23\mu\text{Sv/h}$
--	--------------------------------	----------------------------

← 測定値 $\mu\text{Sv/h}$ →

※年間1mSvに自然放射線量は含まないが、測定では含む数値になります。

2. 変更前後の比較

	変更前	変更後
地上50cmの対応の目安 (砂場・芝生広場では地上5cm)	$0.25\mu\text{Sv/h}$ (自然放射線：県最大 $0.06\mu\text{Sv/h}$)	$0.23\mu\text{Sv/h}$ (自然放射線：全国平均 $0.04\mu\text{Sv/h}$)
学校・公園等における地上5cmの目安	$0.30\mu\text{Sv/h}$	
道路側溝で泥上げ作業をする場合の、 側溝内の汚泥面から5cm上の目安	$0.60\mu\text{Sv/h}$	

3. 変更による影響

今回の変更により、これまで測定・対応した施設で新たな目安を超えるものはありません。

4. 本市の「暫定的な対応の目安」設定の考え方

【日常生活における目安： $0.23\mu\text{Sv/h}$ 】

子どもが生活する高さである地上50cm、砂場・芝生広場では地上5cmとしました。

この位置で、国際放射線防護委員会が示した、「一般の人が1年間に受ける放射線量の限度1mSv(自然放射線を除く)」を守る数値として設定した年間1mSvに相当する1時間あたりの数値は、放射性物質汚染対処特措法の中で国が示した $0.23\mu\text{Sv/h}$ としました。

【安全のために追加する目安】

□側溝内の汚泥面から 5cm 上 : 0.60 μ Sv/h

ごみゼロ運動などで道路側溝の泥上げ作業を行う場合には、電離放射線障害防止規則で定める管理区域境界の放射線量(3 か月で 1.3mSv)の時間換算値 0.60 μ Sv/h に相当する数値で、4 時間の泥上げ作業を行ってもほとんど問題のない数値として設定しました。

□学校・公園などの地上 5cm : 0.30 μ Sv/h

子どもが多くを時間を過ごす学校・保育園及び公園などにおいては、電離放射線防止規則の値を更に厳しくして、2 分の 1 にした値 0.3 μ Sv/h に相当する数値で、仮に毎日 1 時間その場所にいたとしても、ほとんど問題のない数値として設定しました。

5. 適用日

平成 24 年 1 月 1 日からとします。